

# 平成28年度入学生対象

平成28年1月7日現在

別記様式3

## 特定プログラム説明書

開設学部等名〔教育学部〕

プログラムの名称	(和文) 社会教育主事基礎資格特定プログラム
	(英文) Basic Qualification as a Supervisor of Adult and Community Education

### 1. 概要

本プログラムは、社会教育主事の基礎資格を取得しようとする者に、社会教育法第9条の4第3号が規定する「大学において修得すべき社会教育に関する科目」(24単位以上)を提供しようとするものである。

### 2. 到達目標

本プログラムにおいて設定された到達目標と、それら到達目標にとりわけ密接にかかわる科目（省令科目）を挙げると、以下のようになる。

○生涯学習及び社会教育の本質について理解する。

→「生涯学習概論」

○ライフサイクルや学習者の特性について理解する。

→「生涯学習概論」「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」

○社会教育事業の計画・立案に関する理論と方法について理解する。

→「社会教育計画」「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」

○社会教育事業を運営・展開するための実践的な能力を習得する。

→「社会教育計画」「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」

○社会教育主事として学習支援を行ったり、学習者とコミュニケーションを図る上で必要な能力を高める。

→「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」

○社会教育主事としての幅広い視野や社会的関心を養う。

→「社会教育特講」

○社会教育主事として自己主導的学習能力を高める。

→「生涯学習概論」「社会教育計画」「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」「社会教育特講」

### 3. 登録時期

3セメスターからとする。プログラム登録は履修開始前（事前登録）を原則とするが、履修開始後の登録（事後登録）も可とする。

### 4. 登録要件

社会教育法第9条の4第3号の規定をうけ、社会教育主事講習等規程はその第11条の1で、社会教育主事の基礎資格を取得しようとする者が「大学において修得すべき社会教育に関する科目」を定めている。すなわち、「生涯学習概論」(4単位),「社会教育計画」(4単位),「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」のうち1以上の科目(4単位),「社会教育特講」(12単位)である。これら省令科目と本学部が開講している科目との対応関係は、別紙に示す履修表のとおりである。

学習の順次性から言うと、基本的な概念や基礎理論について理解することが、その後の学習活動の前提となる。依拠すべき理論を欠いたまま実践的な能力を養成しようとしても、教育効果は期待できない。効果があったとしても、せいぜいノウ・ハウの習得に終始してしまうからである。したがって本プログラムにおいては、受講生たちは、省令科目でいうところの「生涯学習概論」を履修した後、「社会教育計画」や「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」へと学習を展開することが望ましい。

#### 5. 受入上限数

特には定めていない。

#### 6. 授業科目

※授業科目は、別紙の履修表を参照すること。

※授業内容は、各年度に公開されるシラバスを参照すること。

#### 7. 修了要件

履修表に掲げる科目のうち、必要な単位数を取得すること。

なお、在学中に、本プログラムの24単位以上を履修できない者であっても、修得した授業科目の履修単位は、卒業後、社会教育主事講習を受講しようとする際には、既修得単位とみなされるので有効である。

#### 8. 責任体制

教育学研究科・副研究科長（教育部会担当）を中心とする体制で運営に責任を負う。

#### 9. 既修得単位等の認定単位数等

(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等

10単位まで認定する。

(2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等

24単位まで認定する。

#### 【特定プログラム履修に関する注意事項】

○主専攻プログラムの授業時間割の関係で、登録した特定プログラムの授業科目履修が制限されることがある。

○特定プログラムで開設されている授業科目も、本学共通の平均評価点(GPA)の計算対象に含まれる。

## 平成28年度 社会教育主事基礎資格特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考			
						大学において修得すべき社会教育に関する科目及び単位(注1)			
専門教育科目	社会教育学	2	3セメ	必修	2	生涯学習概論	4		
	教育の思想と原理	2	3セメ	選択必修	2				
	教育と社会・制度	2	4セメ		社会教育計画	4			
	生涯活動教育論	2	4セメ	選択必修			4		
	教育方法学	2	4セメ		社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	4			
	教育行政学	2	3セメ						
	心理社会調査法	2	4セメ	選択必修	4	社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	4		
	スポーツ経営学	2	5セメ						
	教育調査統計法演習	4	5セメ			社会教育特講 I (現代社会と社会教育)	12		
	野外活動実践	1	3セメ						
	野外教育実践	1	4セメ	選択必修	4				
	地域教育実践Ⅰ	1	3セメ		社会教育特講 II (社会教育活動・事業・施設)	12			
	野外活動AⅠ(登山・キャンプ)	1	3セメ						
	地域教育実践Ⅱ	1	4セメ	選択必修			4		
	教育社会学演習	2	3セメ		社会教育特講 III (その他必要な科目)	12			
	教育経営学演習	2	3セメ						
	比較教育学演習	2	3セメ	選択必修			4		
	社会教育学演習	2	4セメ						
	教育哲学	2	4セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	教育社会学	2	4セメ						
	幼児心理学	2	5セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	児童・青年期発達論	2	5セメ						
	体育科教育概論	2	3セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	教育課程論	2	5セメ						
	幼児教育学	2	3セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	学校経営と学校図書館	2	5セメ						
	情報メディアの活用	2	5セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	学校図書館メディアの構成	2	6セメ						
	学習指導と学校図書館	2	6セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	読書と豊かな人間性	2	6セメ						
	サイエンスミュージアム教育論	2	7セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	日本東洋教育史	2	3セメ						
	西洋教育史	2	4セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	比較教育学	2	4セメ						
	教育経営学	2	4セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	臨床心理学	2	3セメ						
	現代国語文化演習A(国語学分野)	2	4セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	異文化接触と文化学習	2	3セメ						
	スポーツ社会学	2	4セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	生活経営学	2	4セメ						
	家族関係学	2	6セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	保育学	2	5セメ						
	対人心理学	2	6セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	心理療法論	2	5セメ						
	同和教育	2	4セメ	選択必修	4	社会教育特講 III (その他必要な科目)	12		
	合計								
						24	24		

注1：社会教育主事講習等規程(昭和26年6月20日文部省令第12号)に規定する【大学において修得すべき社会教育に関する科目及び単位】を示す。

注2：「大学において修得すべき社会教育に関する科目」のうち「社会教育特講 I」、「社会教育特講 II」及び「社会教育特講 III」については、それぞれの分野で最低2単位を修得すること。